

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

輸入キムチ等の取扱いについて

標記について、中国産キムチにおいて寄生虫卵及び原虫類が検出されたとの情報を入手したことから、去る10月26日から該当製造者の輸入手続きを保留してきたところですが、今般、韓国産キムチ等についても同様の情報を入手したところです。これらの情報については事実関係等について両国政府に対し照会中ですが、念のため下記のとおり検査を実施することとしましたので、御了知の上、実施方よろしくお願ひします。

なお、本取扱いについては関係政府からの情報等を踏まえ見直すこととしているので申し添えます。

記

- 1 対象食品：中国産のキムチ及び韓国産のキムチ、唐辛子みそ、焼肉用のたれ
- 2 採取方法：平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2の「微生物」によること。
- 3 検査項目：寄生虫卵及び原虫類オーシスト/シスト
- 4 試験方法：別添1の方法によること。
- 5 検査頻度：別添2に掲げる製造者が製造した対象食品については、輸入の都度、貨物を保留の上、検査を実施すること。当該国の別添2に掲げる製造者以外の製造者が製造した対象食品については、本年3月31日付け食監発第0331003号に基づきモニタリング検査を実施すること。
- 7 備考：寄生虫卵又は原虫類オーシスト/シストを検出した場合又はその疑いがある場合にあつては、国立感染症研究所寄生動物部に顕微鏡写真を送付して確認検査を行うこととするので、企画情報課検査所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。

国立感染症研究所 寄生動物部長 遠藤 卓郎

TEL：03-5285-1111（代表）

FAX：03-5285-1150